



平成30年10月30日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 メ タ ッ プ ス
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 佐 藤 航 陽
(コード番号：6172 東証マザーズ)
問 合 せ 先 取 締 役 副 社 長 山 崎 祐 一 郎
(TEL. 03-6459-4670)

**監査等委員会設置会社への移行、決算期（事業年度の末日）の変更
及び定款の一部変更に関するお知らせ**

当社は、2018年10月30日開催の取締役会において、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社への移行及び決算期（事業年度の末日）の変更を決議し、2018年11月29日開催予定の第11回定時株主総会に「定款一部変更の件」を付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

なお、監査等委員会設置会社への移行に伴う役員人事につきましては、本日公表の「監査等委員会設置会社移行後の役員人事に関するお知らせ」をご覧ください。

記

1. 監査等委員会設置会社への移行

(1) 移行の目的

当社グループの経営に関する透明性、客観性を高めるとともに、取締役会の監査・監督機能を強化し、コーポレート・ガバナンスの一層の充実を図ることを目的としております。

(2) 移行の時期

2018年11月29日開催予定の第11回定時株主総会において、必要な定款変更等についてご承認いただき、監査等委員会設置会社に移行する予定です。

2. 決算期（事業年度の末日）の変更

(1) 変更の内容

変更前：毎年8月31日

変更後：毎年12月31日

(2) 変更の理由

当社の事業年度は毎年9月1日から翌年8月31日までとしておりますが、海外子会社を含めグループ全体で事業年度を同じくすることによって、連結決算や業績開示等をより適切かつ機動的に行うことができるようにするべく、事業年度を毎年1月1日から12月31日までに変更します。

なお、事業年度の変更に伴い、第12期事業年度は2018年9月1日から2019年12月31日までの16か月間の決算期間となります。

3. 定款の一部変更について

(1) 変更の理由

- ① 監査等委員会設置会社への移行に伴い、監査等委員及び監査等委員会に関する規定の新設並びに監査役会及び監査役に関する規定の削除等を行うものであります。
- ② 決算期（事業年度の末日）の変更に伴い、現行定款第11条（基準日）、第44条（事業年度）、第46条（剰余金の配当基準日）に所要の変更を行うものであります。
- ③ 上記条文の新設、変更及び削除に伴う条数変更、並びに経過措置として附則を設けるものであります。

(2) 変更の内容

変更の内容は別紙のとおり。

(3) 日程

定款変更のための株主総会開催日（予定） 2018年11月29日

定款変更の効力発生日（予定） 2018年11月29日

以上

【別紙】

定款変更の内容

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
<p style="text-align: center;">第1章 総則</p> <p>第1条～第4条 <条文省略></p> <p style="text-align: center;">第2章 株式</p> <p>第5条～第10条 <条文省略></p> <p>(基準日)</p> <p>第11条 当社は、毎年<u>8</u>月末日の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。</p> <p>2 <条文省略></p> <p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>第12条～第17条 <条文省略></p> <p style="text-align: center;">第4章 取締役及び取締役会</p> <p>第18条 <条文省略></p> <p>(取締役の員数)</p> <p>第19条 当社の取締役は、6名以内とする。</p> <p><新設></p> <p>(取締役の選任)</p> <p>第20条 取締役は、株主総会の決議によって選任する。</p> <p>2 <条文省略></p> <p>3 <条文省略></p>	<p style="text-align: center;">第1章 総則</p> <p>第1条～第4条 <現行どおり></p> <p style="text-align: center;">第2章 株式</p> <p>第5条～第10条 <現行どおり></p> <p>(基準日)</p> <p>第11条 当社は、毎年<u>12</u>月末日の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。</p> <p>2 <現行どおり></p> <p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>第12条～第17条 <現行どおり></p> <p style="text-align: center;">第4章 取締役及び取締役会</p> <p>第18条 <現行どおり></p> <p>(取締役の員数)</p> <p>第19条 当社の<u>監査等委員である取締役以外の取締役</u> (以下、「<u>監査等委員でない取締役</u>」という。) は、6名以内とする。</p> <p><u>2 当社の監査等委員である取締役は、5名以内とする。</u></p> <p>(取締役の選任)</p> <p>第20条 取締役は、<u>監査等委員でない取締役と監査等委員である取締役とを区別して</u>、株主総会の決議によって選任する。</p> <p>2 <現行どおり></p> <p>3 <現行どおり></p>

<p>(取締役の任期) 第21条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p><新設></p> <p><新設></p> <p><新設></p> <p>(代表取締役及び役付取締役) 第22条 当社は、取締役会の決議によって、代表取締役を選定する。</p> <p>2 <条文省略></p> <p>3 取締役会は、その決議によって取締役社長1名を選定し、取締役会長1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。</p> <p>第23条 <条文省略></p> <p>(取締役会の招集通知) 第24条 取締役会の招集通知は、各取締役及び各監査役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。</p> <p>2 取締役及び監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p>第25条 <条文省略></p> <p>(取締役会の決議の省略) 第26条 当社は、取締役の全員が取締役会の決議事項について書面又は電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、</p>	<p>(取締役の任期) 第21条 <u>監査等委員でない</u>取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>2 <u>監査等委員である</u>取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>3 <u>任期の満了前に退任した監査等委員である</u>取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、<u>退任した監査等委員である</u>取締役の任期の満了する時までとする。</p> <p>4 <u>補欠の監査等委員である</u>取締役の選任決議が効力を有する期間は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会開始の時までとする。</p> <p>(代表取締役及び役付取締役) 第22条 当社は、取締役会の決議によって、<u>監査等委員でない</u>取締役の中から、代表取締役を選定する。</p> <p>2 <現行どおり></p> <p>3 取締役会は、その決議によって、<u>監査等委員でない</u>取締役の中から、取締役社長1名を選定し、取締役会長1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。</p> <p>第23条 <現行どおり></p> <p>(取締役会の招集通知) 第24条 取締役会の招集通知は、各取締役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。</p> <p>2 取締役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p>第25条 <現行どおり></p> <p>(取締役会の決議の省略) 第26条 当社は、取締役の全員が取締役会の決議事項について書面又は電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。</p>
---	--

<p><u>監査役が異議を述べたときはこの限りでない。</u></p> <p>(取締役会の議事録) 第 27 条 取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項は、議事録に記載又は記録し、出席した取締役及び監査役がこれに記名押印又は電子署名する。</p> <p>(取締役の報酬等) 第 28 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>第 29 条<条文省略></p> <p><新設></p> <p style="text-align: center;"><u>第 5 章 監査役及び監査役会</u></p> <p><u>(監査役及び監査役会の設置)</u> 第 30 条 当会社は監査役及び監査役会を置く。</p> <p><u>(監査役の数)</u> 第 31 条 当会社の監査役は、5 名以上とする。</p> <p><u>(監査役の選任)</u> 第 32 条 監査役は、株主総会の決議によって選任する。 <u>2 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p> <p><u>(監査役の任期)</u> 第 33 条 監査役の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。 <u>2 補欠として選任された監査役の任期は、退</u></p>	<p>(取締役会の議事録) 第 27 条 取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項は、議事録に記載又は記録し、出席した取締役がこれに記名押印又は電子署名する。</p> <p>(取締役の報酬等) 第 28 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、<u>監査等委員でない取締役と監査等委員である取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。</u></p> <p>第 29 条 <現行どおり></p> <p><u>(重要な業務執行の委任)</u> 第 30 条 当会社は、会社法第 399 条の 13 第 6 項の定めるところに従い、取締役会の決議をもって、<u>同条第 5 項各号に定める事項以外の重要な業務執行の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。</u></p> <p style="text-align: center;"><削除></p> <p><削除></p> <p><削除></p> <p><削除></p> <p><削除></p>
--	---

<p><u>任した監査役の任期の満了する時までとする。</u></p>	
<p><u>(常勤の監査役)</u></p>	<p><削除></p>
<p><u>第34条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。</u></p>	
<p><u>(監査役会の招集通知)</u></p>	<p><削除></p>
<p><u>第35条 監査役会の招集通知は、各監査役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。</u></p>	
<p><u>2 監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。</u></p>	
<p><u>(監査役会の決議方法)</u></p>	<p><削除></p>
<p><u>第36条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもってこれを行う。</u></p>	
<p><u>(監査役会の議事録)</u></p>	<p><削除></p>
<p><u>第37条 監査役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項については、議事録に記載又は記録し、出席監査役がこれに記名押印又は電子署名する。</u></p>	
<p><u>(監査役の報酬等)</u></p>	<p><削除></p>
<p><u>第38条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</u></p>	
<p><u>(監査役との責任限定契約)</u></p>	<p><削除></p>
<p><u>第39条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p>	
<p><新設></p>	<p><u>第5章 監査等委員会</u></p>
<p><新設></p>	<p><u>(監査等委員会の設置)</u></p>
<p><新設></p>	<p><u>第31条 当社は監査等委員会を置く。</u></p>
<p><新設></p>	<p><u>(監査等委員会の招集通知)</u></p>
<p><新設></p>	<p><u>第32条 監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときには、この期間を短</u></p>

<p><新設></p> <p style="text-align: center;">第6章 会計監査人</p> <p>第40条～第42条 <条文省略></p> <p>(会計監査人の報酬等)</p> <p>第43条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が<u>監査役会</u>の同意を得て定める。</p> <p style="text-align: center;">第7章 計 算</p> <p>(事業年度)</p> <p>第44条 当社の事業年度は、毎年<u>9月1日</u>から<u>翌年8月31日</u>までとする。</p> <p>第45条<条文省略></p> <p>(剰余金の配当基準日)</p> <p>第46条 当社の期末配当の基準日は、毎年<u>8月31日</u>とする。 2 当社の中間配当の基準日は、毎年<u>2月末</u>日とする。 3<条文省略></p> <p>第47条<条文省略></p> <p style="text-align: center;"><新設></p> <p><新設></p>	<p><u>縮することができる。</u></p> <p><u>2 監査等委員の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。</u></p> <p style="text-align: center;"><u>(監査等委員会規程)</u></p> <p><u>第33条 監査等委員会に関する事項は、法令又は定款に定めるもののほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。</u></p> <p style="text-align: center;">第6章 会計監査人</p> <p>第34条～第36条 <現行どおり(条数変更)></p> <p>(会計監査人の報酬等)</p> <p>第37条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が<u>監査等委員会</u>の同意を得て定める。</p> <p style="text-align: center;">第7章 計 算</p> <p>(事業年度)</p> <p>第38条 当社の事業年度は、毎年<u>1月1日</u>から<u>12月31日</u>までとする。</p> <p>第39条<現行どおり(条数変更)></p> <p>(剰余金の配当基準日)</p> <p>第40条 当社の期末配当の基準日は、毎年<u>12月31日</u>とする。 2 当社の中間配当の基準日は、毎年<u>6月30日</u>とする。 3<現行どおり></p> <p>第41条<現行どおり(条数変更)></p> <p style="text-align: center;"><u>(附則)</u></p> <p><u>(監査等委員会設置会社移行前の社外監査役の責任限定契約に関する経過措置)</u></p> <p><u>第1条 2018年8月31日に終了した事業年度に関する第11回定時株主総会終結前の社外監査役(社外監査役であった者を含む。)の行為に関する会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約については、なお従前の例による。</u></p>
--	---

<p><新設></p>	<p><u>(事業年度変更に伴う基準日に関する経過措置)</u> <u>第2条 現行定款第11条(基準日)及び同第46条(剰余金の配当基準日)第1項の規定の変更は、2019年1月1日からその効力を生じる。</u> <u>2 現行定款第46条(剰余金の配当基準日)第2項の規定の変更は、2019年7月1日からその効力を生じる。</u></p>
<p><新設></p>	<p><u>(事業年度変更に伴う取締役及び会計監査人の任期に関する経過措置)</u> <u>第3条 変更後定款第21条(取締役の任期)第1項の規定にかかわらず、2018年11月の定時株主総会において選任された監査等委員でない取締役の任期は、2019年12月31日に終了する事業年度に関する定時株主総会終結の時までとする。</u> <u>2 現行定款第42条(変更後定款第36条)(会計監査人の任期)第1項の規定にかかわらず、2018年11月の定時株主総会において再任された会計監査人の任期は、2019年12月31日に終了する事業年度に関する定時株主総会終結の時までとする。</u></p>
<p><新設></p>	<p><u>(事業年度変更に関する経過措置)</u> <u>第4条 変更後定款第38条(事業年度)の規定にかかわらず、2018年9月1日から始まる第12期事業年度は、2019年12月31日までの16か月間とする。</u></p>
<p><新設></p>	<p><u>第5条 本附則第2条から本条までの規定は、2019年12月31日に終了する事業年度に関する定時株主総会終結後にこれを削除する。</u></p>

以上